

## 環境影響評価準備書に係る公聴会開催要領

令和元年11月21日制定

(趣旨)

- 1 この要領は、千葉市環境影響評価条例（平成10年千葉市条例第39号。以下「条例」という。）第25条に規定する公聴会の開催等に関し、千葉市環境影響評価条例施行規則（平成11年千葉市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催の決定)

- 2 条例第25条第1項の規定による公聴会の開催は、次に掲げる事由の有無を踏まえ、その必要性を判断し、その開催を決定するものとする。
  - (1) 条例第22条第1項の規定による環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について環境の保全の見地からの意見書を提出した者の数が10人以上であること。
  - (2) 条例第21条第1項の規定による準備書説明会の参加人数の合計が100人以上であること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(開催場所)

- 3 公聴会は、条例第18条第2項の規定により読み替えた場合における条例第9条の2第2項第1号に規定する地域の範囲内において開催するものとする。ただし、当該範囲内に公聴会を開催する適当な場所がない場合は、この限りではない。

(開催の周知方法)

- 4 条例第25条第1項の規定により公聴会を開催することとしたときは、条例第25条第2項の公告のほか、次の各号に掲げる方法のうち適当なものにより周知を行う。
  - (1) 市のウェブサイトへの掲載
  - (2) 市広報紙への掲載
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(申出方法)

- 5 千葉市環境影響評価条例施行規則（平成11年千葉市規則第11号。以下「規則」という。）第36条の規定による公述の申出をしようとする者は、別記様式により市長に申し出るものとする。

(申出の期間)

- 6 前項の規定による公述の申出の受付期間は、条例第25条第2項の規定に

よる公告の日の翌日から起算して7日以上適切な期間を設けるものとする。  
(公述人の選定方法)

7 規則第37条第1項の規定による公述人の選定は、以下の方法で行うものとする。

- (1) 公述の申出が15人を超える場合に、抽選により行うものとする。
- (2) 公述人選定の抽選は、公述の申出の受付期間終了後すみやかに抽選会場において公開抽選により行うものとする。

(公述の時間)

8 規則第38条第1項の規定による公述時間は、原則として1人10分以内とするものとする。ただし、公述の申出が5人以下の場合は、1人30分以内とするものとする。

9 市長が必要と認めるときは公述時間を短縮することができるものとする。

(公述の順序)

10 規則第38条第1項の規定による公述順序は、公述の申出順とする。

(議長)

11 規則第39条の規定による公聴会の議長は、原則として環境保全部長の職にある者とする。ただし、やむを得ない事由により、環境保全部長が公聴会を欠席する場合は、事前に指名を受けた職員が議長になるものとする。

(秩序の維持)

12 議長は、公聴会を傍聴しようとする者が次の各号の一に該当する場合は、規則第41条の規定により、会場への入場を制限することができる。

- (1) 張り紙、ビラ、プラカード、のぼり及びこれに類するものを携帯している者
- (2) はち巻、腕章及びこれに類するものを着用し、又は携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公聴会の秩序を乱し、運営の妨げになると疑うに足りる明らかな事実があると認められる者

13 議長は、傍聴人が次に掲げる行為をした場合は、規則第41条の規定により、傍聴人を退場させることができる。

- (1) 議長の指示に従わないこと。
- (2) 発言、私語又は雑談をすること。
- (3) 会場における発言に対して、発言を妨げるような行為、拍手その他の方法により賛否を表明するような行為をすること。
- (4) みだりに傍聴席を離れること。
- (5) 会場内において、写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 飲食(水分補給除く)及び喫煙をすること。

(7) 張り紙、ビラ、プラカード、のぼり及びこれに類するものを掲げる等の示意的行為をすること。

(8) はち巻、腕章及びこれに類するものを着用する等の示意的行為をすること。

(9) 会場内でビラ及びこれに類するものを配布すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をすること。

(中止)

14 議長は、天災地変その他の理由により公聴会を開催し、又は継続することが困難であると認めるときは、公聴会を中止することができる。この場合において、議長は、公聴会に代わる方法により、公述人の陳述を求めることができる。

(公聴会の記録の公表)

15 規則第42条第1項の規定により作成した公聴会の記録は、不開示情報を除いたうえ、市のホームページに掲載するものとする。

(その他)

16 この要領に規定する事項のほか、公聴会の開催等に関し必要な事項は、議長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年11月21日から施行する。

別記様式

# 公 述 申 出 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所 (※)

〒 —

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

公述しようとする者の氏名 ふりがな

\_\_\_\_\_

(※) 法人その他団体の場合は、住所の欄に主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者名を記入してください。

年 月 日付けで公告された \_\_\_\_\_ に係る  
環境影響評価についての公聴会の開催に際して、次のとおり公述の申出をします。

1 公述の申出の対象である準備書の名称

\_\_\_\_\_

2 公聴会において述べようとする環境の保全の見地からの意見の要旨

別紙のとおり、800字以内の日本語で記載した書面

\_\_\_\_\_

3 この書類に関する連絡先 (任意)

(氏名) \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

(電子メールアドレス) \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_